

福島特措法における固定資産税の課税免除（風評税制）について

福島復興再生特別措置法に基づき、農林水産業や観光業等への風評被害に対応するため、福島県知事の指定を受けた特定事業活動（※）を実施する事業者が、特定事業活動の用に供する施設又は設備を令和3年4月20日から令和8年3月31日までの間に新增設した場合、5年間課税免除を受けられます。

（※）特定事業活動

特定風評被害（放射性物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていないことに起因する農林水産物及びその加工品の販売等の不振並びに観光客の数の低迷）がその経営に及ぼす影響に対処するために行う新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動

課税免除の対象者・対象資産

（1）対象者

次のいずれかの事業分野に属し、福島県内において特定事業活動を行う個人事業者又は法人

- イ 農林水産物の生産、加工、流通及び販売等に関する事業
- ロ 福島における観光の振興に資する事業（観光旅客の来訪や滞在の促進等）

（2）対象資産

特定事業活動の事業の用に供する建物（新增設に限る）、対象建物の建築に着手した土地（取得日の翌日から1年以内）、償却資産（構築物、機械及び装置に限る）となります。

申請期限

（提出書類のうち、①及び②については、申請期限内に提出してください。）

3月20日（期限厳守）

※休日の場合、翌開庁日が申請期限となります。

提出書類

（③から⑨については、申請期限後に別途提出の依頼をさせていただきます。）

- ① 固定資産税課税免除申請書（第1号様式）→該当事業年度ごとに提出
- ② 固定資産明細書（付表）
- ③ 指定書の写し
- ④ 特定事業活動指定事業者事業実施計画の写し（別紙含む）
- ⑤ 実施状況報告書の写し
- ⑥ 認定書の写し
- ⑦ 該当事業年度の確定申告書の写し
→別表1、別表16、減価償却資産明細書、特別償却又は税額控除を行ったことが確認できる別表（特別償却の場合は「特別償却の付表」等、税額控除の場合は「別表6」等）
※特別償却又は税額控除を利用しない場合でも、別途「理由書」を提出することで課税免除の対象となります。
- ⑧ 事業所の案内パンフレット等（事業内容が確認できるもの）
- ⑨ その他市長が必要と認める書類
※申請書等（①、②）については、いわき市ホームページ（<https://www.city.iwaki.lg.jp>）よりダウンロードするか、資産税課償却資産係にお問い合わせください。

【ダウンロード方法】

トップページ画面のキーワード検索にて「課税免除」と入力して検索→「固定資産税課税免除・不均一課税申請書」をクリック→ページ下段より①又は②を選択

課税免除決定までの流れ

固定資産税償却資産申告（1月31日まで） → 課税免除申請（3月20日まで）
→ その他必要書類の提出（7月頃：別途通知） → 課税免除決定（翌年2月予定）

お問い合わせ先・申請窓口

いわき市財政部資産税課 償却資産係 TEL：0246-22-7434